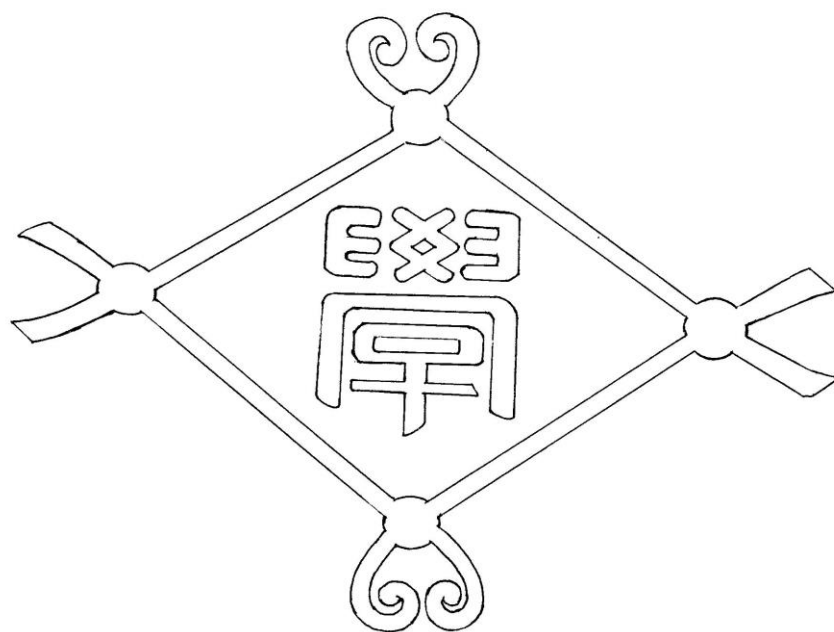


令和2年度

事業概要



宮城県さわらび学園

目 次

第 1	施設の概要	
1	目 的	1
2	所在地	1
3	施設の概況	1
4	沿 革	1
5	組 織	2
第 2	運営理念・運営方針	
1	運営理念	3
2	運営方針	3
3	重点事項	3
第 3	自立支援プログラム	
	自立支援プログラム	5
第 4	自立支援活動	
1	生活日課	6
2	生活支援	7
3	年長児童の生活支援	7
4	学習支援	8
5	作業支援	9
6	スポーツ支援	9
7	性教育	11
8	心理支援	12
9	家族支援	14
10	給 食	14
11	防災・避難訓練	15
第 5	年間学園行事	
	年間学園行事	16
第 6	在園児童の状況	
1	月別在籍児童数	17
2	月別在籍年長児童数	17
3	在籍児童措置事由	17
4	在籍児童家族構成	17

5	在籍児童入所経路	17
6	発達障害等, 被虐待児童数	17
7	被虐待児童数	17
8	月別入所児童数	18
9	入所児童措置事由	18
10	入所児童家族構成	18
11	入所児童入所経路	18
12	月別退所児童数	18
13	退所児童退所先	18
14	退所児童平均在園期間	18
第7	苦情・要望処理制度	
1	苦情・要望処理について	19
2	自立支援向上委員説明会	19
3	自立支援向上委員と児童との面接	19
第8	いじめアンケート	
	いじめアンケート実施状況	20
第9	個別指導	
1	個別指導について	20
2	懲戒処分	20
第10	各会議等	
1	定例職員会議	21
2	合同職員会議	21
3	合同運営委員会／定例生活指導委員会	21
4	臨時生活指導委員会	21
5	生活指導委員会応援会議	21
6	生活指導委員会安全部会	21
第11	職員研修・施設見学等	
1	職員研修実施状況	22
2	施設見学・研修受入れ状況	23
第12	ボランティア関係	
	ボランティアについて	23
第13	実習生	
	実習生について	24

第 1 施設の概要

1 施設の目的

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする（児童福祉法第44条）。

2 所在地

宮城県さわらび学園

宮城県仙台市太白区旗立二丁目4番1号

電話番号 022-245-0333

ファックス 022-245-0515

E-mail sawarb@pref.miyagi.lg.jp

http:// www.pref.miyagi.jp/soshiki/sawarabi/

3 施設の概況

- (1)主な施設 本館（事務室 分教室等）、男子寮（広瀬寮、青葉寮）女子寮（すみれ寮）給食棟、体育館、プール、宿泊訓練棟
- (2)定員 28名（男子20名 女子8名）
- (3)勤務体制 交替勤務制：平常勤務 8:30～17:15 ：通し勤務 8:30～翌 9:00
遅番勤務 12:00～20:45
- (4)宿直体制 各寮に正職員1名、非常勤職員1名で対応
- (5)教育体制 分教室制（公教育）

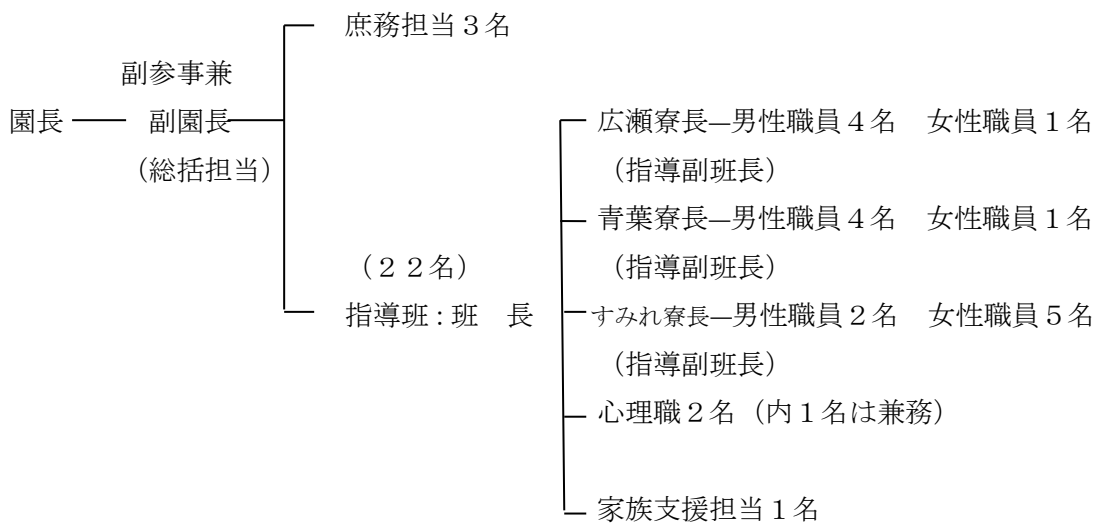
4 沿革

- 明治42年5月 仙台市鹿の子清水通りに感化法による「感化院修養学園」を開設
- 明治43年9月 名取郡長町字越路に移転（定員10名）
- 昭和9年10月 少年教護法施行により「少年教護院」と改正（定員15名）
- 昭和23年4月 児童福祉法施行により児童福祉施設「教護院」と改正
(定員34名)
- 昭和39年4月 現在地に移転。「宮城県さわらび学園」と改称（定員70名）
夫婦小舎制から交替勤務制に変更
- 昭和48年4月 仙台市立上野山小学校・西多賀中学校の旗立分教室開設

昭和56年4月	県条例改正（定員50名）
昭和60年4月	仙台市立人來田小学校・中学校旗立分教室に移管・移籍される
平成元年4月	仙台市（政令指定都市）の受託施設となる
平成7年4月	改築工事起工
平成10年3月	改築工事竣工
4月	児童福祉法改正により「児童自立支援施設」と改正
平成14年4月	男子二寮，女子一寮の三寮体制となる
平成21年4月	常勤心理職1名が配置される
平成21年10月	学園100周年記念式典が行われる
平成22年4月	家族支援担当が配置される
平成23年3月11日	東日本大震災発生
平成29年3月	県条例改正（定員28名）

5 組織

(1) さわらび学園



精神科医（兼務）1名

非常勤職員等：栄養士1名，調理員4名，内科医1名，運転技師1名
講師2名（分教室），宿直補助23名（男子15名，
女子8名）

※令和2年4月1日現在

(2) 仙台市立人來田小・中学校旗立分教室（常駐7名）

中学校教頭1名 中学校教諭5名 小学校教諭1名 非常勤講師2名
スクールカウンセラー1名 さわやか相談員1名

第2 運営理念・運営方針

1 運営理念

- (1) 社会において、非行等の問題行動あるいは環境不適応を起こしている児童を家庭に代わり預かり、特別の保護及び教育あるいは心理的・精神医学的な治療などにより一日も早い社会への復帰を目指す。
- (2) 児童の心を癒し自立を支援するため、職員と児童が共に学び、共に働き、共に汗して生活を共有するとともに学園倫理綱領に基づき児童の権利擁護に努め、「児童の最善の利益」を追求する。
- (3) 児童の自立と健全な社会適応力を高めることに努めるとともに、社会のニーズに応え得る機能を持った施設運営にあたるため、開かれた学園運営に努める。

2 運営方針

- (1) 学園は、児童に安全安心な生活環境を提供するとともに、個々の児童の問題点を把握し、児童と職員がともに生活をしながら、指導・援助を行う。
- (2) 学園は、児童の自立のため地域社会、関係機関と連携し支援するとともに、児童と家族との関係の再構築を図るための支援を行う。
- (3) 施設は社会資源の1つであるとの認識に立ち、学園の地域開放及び地域交流を積極的に行う。
- (4) 学園は、職場内会議、研修会を定例的に開催するほか、外部での各種研修会・学会・研究会等へ積極的に参加し、児童処遇の向上及び職員の資質向上に努める。
- (5) 学園は、自ら処遇及び支援の質の点検・評価を行い、常にその向上のための改善に努める。

3 重点事項

(1) 児童の権利擁護

学園入所児童権利擁護指針に基づき、苦情解決制度の適切な運用を図り、第三者機関である「自立支援向上委員」による学園運営の外部チェックを確実にを行う。また、「第三者評価（自己評価を含む）」や「自己点検シート」の結果を基にしながら、より良い児童処遇及び支援の質（特に生活の質）の向上を目指すとともに、入所児童の権利擁護に努める。

(2) 集団生活の安定性を土台とした個別支援の充実

入所児童が学園を通して様々な活動や経験を通しながら、安定した児童集団を構築し、暴言・暴力に訴えることなく言語化することや適切な感情表現ができるように対処法を児童と共有しながら健全な成長を育む。暴力行為については、学園として組織的な対応を取り、ルールや規律を守ることを徹底することで、児童集団の安定を図る。

良質な集団を構築した中で、児童の特性を尊重し、理解し、おのおのが自分自身の課題を自覚しながら、課題改善に向けた意欲を育めるよう、心理士等による専門的な評価を踏まえた指導方法の工夫や、医療機関等の活用を積極的に行う。

(3) 職員の専門性の向上

児童の参画を得た具体的・実践的な自立支援計画を策定の上、分教室、心理士、家族支援担当者と連携の強化に努める。また、園内研修の充実を図るとともに、園外研修にも積極的に参加し、専門性の向上を図る。

(4) 関係機関との連携強化

種々の分野の機関と連携を図るとともに、児童相談所、警察署、家庭裁判所、少年鑑別所、原籍校、市町村要保護児童地域対策協議会など地域での支援に係るネットワークを構築し、園内処遇から退園後の事後指導までの支援の充実を図る。

また、発達障害等を抱える児童に対しては、医療的なアプローチを必要とする児童も多く、今後、医療機関とのタイムリーな連携体制を構築し、医療的な支援を含めた多面的な支援内容を確認していくことを目指していく。

第3 自立支援プログラム

援助過程	初期(自己の課題整理)	中期(非行性の解消)	後期(社会性・基本的習慣の確立)	アフターケア
標準援助(在園)期間	0～4ヶ月	4～12ヶ月	12～15ヶ月	15～27ヶ月
援助内容	<p>初期(自己の課題整理)</p> <p>児童の内面整理 → 社会性、基本的生活習慣の確立</p> <p>児童の自立達成水準(児童自立達成水準)</p> <p>施設での生活に慣れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な生活習慣を身につける(生活習慣) ○ 子ども同士・職員との人間関係を築く(対人関係) ○ 入園した意味を理解する(内省) ○ 学園の日課と環境と生活に慣れ、学園で安心し生活できる(感情面) ○ 挨拶、返事、丁寧な言葉使いを覚える(礼儀) 	<p>中期(非行性の解消)</p> <p>児童の内面整理 → 社会性、基本的生活習慣の確立</p> <p>自分を把握できる、正常な対人関係を保つ/自信と目標を持ち生活する/社会性の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標に沿った生活が概ね出来るようになる(生活習慣) ○ 子ども同士・職員との人間関係を築く(対人関係) ○ 自身の行動を振り返ることが出来るようになる(内省) ○ 気持ちや素直に伝えられるようになる(感情面) ○ 挨拶、返事、丁寧な言葉使いが出来る(礼儀) ○ 親と向き合えるようになる(親子関係) 	<p>後期(社会性・基本的習慣の確立)</p> <p>児童の内面整理 → 社会性、基本的生活習慣の確立</p> <p>地域で普通の生活ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の役割(係)を理解し、自主的な生活ができる(生活習慣) ○ 他者や尊重した生活ができる(対人関係) ○ 怒りや衝動等の感情をコントロールでき、逸脱行動はなくなる(社会規範/感情面) ○ 親の考えが理解でき、自身の行動を柔軟に対応出来る(親子関係) ○ 不安や困りごとについて職員にボジティブに相談できる(意志表明) ○ 行動の振り返りができ、同じ過ちをしない(内省) ○ 親との振り返りができ、丁寧な言葉使いが出来る(礼儀) ○ 怒りや衝動等の感情をコントロールし逸脱行動は概ねなくなる(社会規範/感情面) ○ 親子で本音で話し合えることができる(親子関係) ○ 自身の生き方や将来を振り返り、将来に向けた生活目標を設定できる(自己実現) 	<p>アフターケア</p> <p>地域生活定着期</p> <p>自立(地域生活)の定着</p>
個別目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学園での生活目標の設定 ・ 自立支援計画票 ・ 自立支援効果表(外出許可証認定会) ・ 心理検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送りたい地域生活目標「私の目標はこれだ」の設定/自己課題解決目標の設定、評価 ・ 自立支援計画票 ・ 自立支援効果表(外出許可証認定会) ・ 心理検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の将来像の設定 ・ 自立支援計画票 ・ 自立支援効果表(外出許可証認定会) ・ 心理検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の生活目標の修正(現実対応) ・ 計画票の再認識 ・ 課題の再認識
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力的把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力的把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力的把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力的把握
分教室の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の課題整理 ・ 非行事由の承認 ・ 入所事由(課題)の確認 ・ 家族への思い、将来の希望 ・ 性課題の確認 ○ 家族の課題整理 ・ 入所事由の確認(非行事実、見相の説明) ・ 問題行動の背景(児童の問題、家族の問題) ○ 応援会議(入所後1ヶ月) ・ 児童、保護者への励まし、課題の再確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の課題改善 ・ 専生活で指導(GW、課題整理プログラム) ・ 作業指導、スポーツ、学習 ・ 分教室 ○ 家族の課題改善 ・ 毎月の面会(状況説明) ・ 家族課題の確認 ○ 応援会議 ・ 課題への取り組み評価、励まし ○ 見相との連携 ・ 状況報告書(協力依頼) ○ 自立支援計画表の見直し(概ね7ヶ月目) ・ 課題整理プログラムは、児童の課題の再確認等を目的とした個別指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の課題改善 ・ 専生活で指導(GWなど) ・ 課題整理プログラム(退園に向けた課題整理2～3日の個別指導) ・ 分教室へ原簿校との情報交換 ・ 毎月の面会(指導状況説明) ・ 家族課題の確認 ○ 応援会議 ・ 一時帰省 ・ 課題への取り組み評価、励まし ○ 見相との連携 ・ 連絡(退園)検討 ・ 自立支援計画表の見直し(概ね12ヶ月目) ・ 課題整理プログラムは、児童の課題の再確認等を目的とした個別指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原簿校、進学・就職先との連携 ○ 事後指導(家族支援担当) ・ 定期連絡 ・ 家庭(学校)訪問 ・ フォロースタッフ等 ○ 児童の課題改善 ・ 原簿校との連携
処遇の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援計画の策定(2ヶ月目の初回カンファ。4者(原簿、見相、学園、分教)同席し「課題と見直し」を確認し、児童と保護者へ説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医学的、心理学的所見の確認 ○ 児童の課題、非行事実確認等 ○ 心理学的個別・集団プログラムの実施 ○ 状況報告書への医学的、心理学的所見記入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医学的、心理学的所見の確認 ○ 児童の課題、非行事実確認等 ○ 心理学的個別・集団プログラムの実施 ○ 状況報告書への医学的、心理学的所見記入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医学的、心理学的所見の確認 ○ 児童の課題、非行事実確認等 ○ 心理学的個別・集団プログラムの実施 ○ 状況報告書への医学的、心理学的所見記入
心理学的アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当面接等による個別指導 ○ 生活指導委員会での各種制限(安全制限を含む)を伴う個別指導、警戒処分による外出・帰省等の制限 ○ 安全部会による調査、助言等 ○ 逸脱行動の場合、家庭、見相等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当面接等による個別指導 ○ 生活指導委員会での各種制限(安全制限を含む)を伴う個別指導、警戒処分による外出・帰省等の制限 ○ 安全部会による調査、助言等 ○ 逸脱行動の場合、家庭、見相等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当面接等による個別指導 ○ 生活指導委員会での各種制限(安全制限を含む)を伴う個別指導、警戒処分による外出・帰省等の制限 ○ 安全部会による調査、助言等 ○ 逸脱行動の場合、家庭、見相等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携 ○ 再入園(入所又は通所)
逸脱行動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当面接等による個別指導 ○ 生活指導委員会での各種制限(安全制限を含む)を伴う個別指導、警戒処分による外出・帰省等の制限 ○ 安全部会による調査、助言等 ○ 逸脱行動の場合、家庭、見相等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当面接等による個別指導 ○ 生活指導委員会での各種制限(安全制限を含む)を伴う個別指導、警戒処分による外出・帰省等の制限 ○ 安全部会による調査、助言等 ○ 逸脱行動の場合、家庭、見相等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当面接等による個別指導 ○ 生活指導委員会での各種制限(安全制限を含む)を伴う個別指導、警戒処分による外出・帰省等の制限 ○ 安全部会による調査、助言等 ○ 逸脱行動の場合、家庭、見相等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携 ○ 再入園(入所又は通所)
主要業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童自立支援計画の作成(具体的支援目標及び方法等) ○ 家庭環境調査(家庭訪問) ○ 応援会議(児童、保護者) ○ 4者協議(処遇の見直し説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童自立支援計画の見直し(再評価) ○ 応援会議(児童、保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童自立支援計画の見直し(再評価)、退所時期の検討 ○ 受入れ調査(家庭・学校等) ○ 応援会議(児童、保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 退所時期の確定 ○ 退路決定(分教室と連携) ○ 4者協議(処遇の見直し説明) ○ アフターケア計画票作成

(備考) 自立目標は、個別自立支援計画において、個々の児童の状況に応じ、段階的に到達目標を設定する。なお、当プログラムは通所児童にも適用する。

別表第1号(第13条関係) 児童自立支援プログラム

* 普通の児童が、再非行に達する健全な社会生活を営んでいけるよう援助する。『学園でできることとは、社会に出てからでもできる。学園でできないことは、社会に出てからでもできない』

＜平成29年1月1日改＞ 富城旗さわらび学園

第4 自立支援活動

1 生活日課

時 刻	活 動 内 容		
7:00～ 7:20	起床・洗面		
7:20～ 7:40	点呼・清掃		
7:40～ 8:30	朝食・自由時間（登校準備）		
8:30～ 8:40	点呼・ラジオ体操・朝会（月曜日は講話，金曜日は学園歌斉唱）		
8:40～ 15:10	在学児童(月～金)	年長児童(月～金)	休業日
8:40～15:10	8:40 登校・朝の会 8:50 朝自習・授業準備 9:05～ 1時限 2時限 3時限 ～12:25 4時限 12:35 清掃・学活 12:50 帰寮・昼食・昼休 み 13:40 学園・分教室合同 カリキュラム (5・6校時) 15:10 下校	8:40 年長児日課準備 8:55 朝自習・授業準備 9:05 年長児学習 12:15 終了 12:45 帰寮・昼食・昼休 み 13:40 年長児 カリキュラム 15:10 終了	9:00～ 9:50 自習・漢字テスト 10:00～11:30 作業等 12:15～13:25 昼食・自由時間 13:30 スポーツ等 15:00 終了
15:10～15:30	おやつ		
15:30～16:50	軽作業・自由時間（洗濯・身の回りの整理等）		
16:50～17:10	清掃		
17:10～18:00	自習		
18:10～18:40	夕食		
18:40～19:00	食後の後片付け		
19:00～20:30	入浴・自由時間（夜食）		
20:30～20:50	清掃・就床準備		
20:50～21:30	点呼・自由時間（居室で読書・課題学習等）		
21:30～	就床・消灯・睡眠		

のんびりサンデー
 （毎月第2及び最終日曜日）
 作業・スポーツを無くし
 て寮単位の活動や静養時
 間を設け、日ごろの身体や
 心をリフレッシュする日
 としている。

2 生活支援

入所児童の多くが、複雑で困難な環境下で育ってきたため、安心感、信頼感が欠如し、大人への不信感が根強く、自己肯定感に乏しい。このため、学園では安心、安全な生活環境を基盤としながら、基本的な生活習慣を身につけられるよう支援を行う。さらに、児童寮での集団生活を通して、児童と職員の信頼関係を築き、児童同士の関係がうまくとれるよう調整しながら、情緒の安定、対人関係の正常化、社会性の育成を図り、規則正しい生活を繰り返すことによって、自己コントロールする力を育てていく。

また、入所児童の特徴をしっかりと把握し、力で従わせるのではなく、児童のよくなるうとする心、変化を求める心に気付かせ、児童の自己改善に向けた取り組みを支援する。さらに、学園の共同生活の中で好ましい児童集団を維持しながら、児童の健全な社会適応力を高める指導、支援を行うものとする。児童の生活の基盤となる寮においては、寮ごとの目標、児童の個別目標を設定し、定期的に目標の自己評価を行うものとする。

3 年長児童の生活支援（※年長児童とは義務教育を終えた児童）

(1) 目的

- ①高校受験、就職に向けた基礎学力の向上
- ②作業活動、実務的活動を通して、就労に必要な集中力、忍耐力を養う
- ③文化的活動、趣味的活動を通して、教養の幅を広げ、退園後の生活を豊かにする力を養う
- ④環境整備、行事の裏方準備に取り組む中で、学園の活動の中心的存在としての意識を持たせ、自信をつける

(2) 対象児童

男児1名（年度途中で入園）、女児2名（年度途中で退園）

(3) 実績と効果

- ①教養科目や作業活動を中心としたカリキュラムを作成。
- ②今年度より新たな取り組みとして、年長児食堂と介護施設へのボランティア活動を行った。

年長児食堂は、児童でメニュー立てを行い、職員をもてなす等自立に向けた取り組みを実施。ボランティア活動は、介護施設での活動を通して社会経験を身につける取り組みを実施。

今年度の対象は男児1名、女児2名で、取り組んだ。上記活動実績により、基礎学力の向上、就労に必要な集中力や忍耐力の獲得、対人関係の築き方を学び社会参加の実感が沸く等、社会性の向上に繋がった。

4 学習支援

【分教室の取り組み】

学園への入所児童の多くが学習の積み重ねが不十分で、学業不振の状態にあることから、分教室では児童の学力のレベルに合わせた学習支援を行っており、国、数、英は習熟度別、社、理は学年別、体育、みのり（陶芸）等の実技教科は全学年で実施した。

【分教室カリキュラム】

	月		火		水		木		金	
	小学	中学	小学	中学	小学	中学	小学	中学	小学	中学
朝 自習	国語	国語	算数	英語	国語	数学	算数	英語	国語	数学
1	国語	数学	算数	国語	国語	英語	算数	国語	国語	数学
2	算数	国語	理科	英語	算数	理科 社会	国語	数学	社会	社会 理科
3	理科	英語	国語	社会 理科	社会	社会 理科	理科	英語	算数	理科 社会
4	学活	学活	社会	理科 社会	外国語	数学	道徳	道徳	音楽	音楽
5	寮作業		合同体育		家庭	技術 家庭	図画工作 合同体育	美術 合同体育	生産活動	
6										

(1) 進路担当者会

令和元年11月に原籍校、児童相談所、学園、分教室で当該児童に係る進路についての確認・情報交換会を実施した。

(2) 関係教育委員会及び原籍校長連絡会

令和元年11月に関係教育委員会、原籍校長、学園、分教室で学籍の取り扱いについて説明会を実施した。

【学園内の学習支援】

学園においては、学習の核を年3回（下記日程参照）の漢字検定におき、日々の学習でも学習プリントを配布し取り組ませている。また、進路選択の材料として希望があれば、みやぎ模試の受験も行わせている。

漢字検定実績：令和元年7月12日、令和元年11月8日、令和2年1月31日

5 作業支援

令和元年度のさわらび学園作業指導の目標については下記の通りである。

【指導目標】

「生活の場」である学園の環境整備，農作業等一生懸命に行うことで，一体感・達成感・忍耐力の向上を目指す。

【実績】

季 節	作業内容	収穫物
春季	畑作業，花壇整備 園内除草作業，グラウンド除草 プール清掃 食堂清掃	スナックエンドウ，ニンニク
夏季	畑作業，花壇整備 グラウンド除草，園内除草作業 食堂清掃 プール後片付け	タマネギ，じゃがいも，ニンジン，ミニトマト，きゅうり，ナス，とうもろこし，枝豆，にんじん，アスパラ，オクラ，ゴーヤ
秋季	畑作業，花壇整備，落ち葉掃き 園内除草作業，学園祭準備 食堂清掃 果樹園整備 収穫祭（芋煮作り）	サツマイモ，ごぼう，里芋，落花生
冬季	畑作業，花壇整備 食堂清掃 除雪 卒業式準備	白菜，大根，カブ

6 スポーツ支援

児童が野球（男子）やバドミントン（女子）や水泳，走り込みを通し，心身を鍛え，競い合い，互いに励まし合うことによって，強い精神力とチームワークを養うとともに，児童福祉の増進を図ることを目的とする。

基本的に，スポーツ活動の場合は土曜・日曜・祝日の午後に1時間30分程度の練習を行っている。

【令和元年度事業実績（男子）】

月	実施内容	実施場所
4月	(土・日・祝) 野球練習 24日: 野球部新チーム始動ミーティング	学園グラウンド 学園グラウンド
5月	(土・日・祝) 野球練習 (火・木) 合同体育	学園グラウンド 学園グラウンド
6月	(土・日・祝) 野球練習 (火・木) 合同体育 10日: 中総体見学 21日: 練習試合 (対学園・分教室職員) 24日: 壮行式 26日～28日: 東北北海道地区少年野球大会 (宮城) 対あさひ学園 10対7で敗北 対杜陵学園 5対3で敗北 3位決定戦 対大沼学園 14対0で敗北	学園グラウンド 学園グラウンド シェルコム仙台 鉤取球場 学園体育館 宮城広瀬球場 滝沢市民球場
7月	(平日(夏休み中) 土・日・祝) 野球練習 19日: プール開き	学園グラウンド 学園プール
8月	(土・日・祝) 野球練習, プール活動 (火・木) 合同体育 30日: プール納め	学園グラウンド 学園グラウンド 学園プール
9月	(土・日・祝) 野球練習 16日: 球場練習 26日: FAS カップ (宮城県) 対あさひ学園 21対0 対福島学園 2対0 優勝	学園グラウンド 鉤取球場 十三塚公園野球場
10月	(土・日・祝) 野球練習	学園グラウンド
11月	(土・日) 野球練習・走り込み 15日: 野球部引退試合 23日: 風の草原リレーマラソン	学園グラウンド 鉤取球場 国営みちのく湖畔公園
12月	(土・日・祝) 走り込み練習・野球基礎練習	学園内駅伝コース
1月	(土・日) 走り込み・野球練習 17日: 新春スポーツ大会	学園 学園体育館・グラウンド
2月	(土・日) 野球練習	学園体育館・グラウンド
3月	(土・日・祝) 野球練習	学園体育館・グラウンド

	新体制発表	
--	-------	--

【令和元年度事業実績（女子）】

月	実施内容	実施場所
4月	(土・日・祝) バドミントン練習	体育館
5月	(土・日・祝) バドミントン練習	体育館
6月	年長児童のみの在籍だったため、中総体は参加せず。	体育館 青葉体育館
7月	19日：プール開き	学園プール
8月	プール活動・バドミントン練習 30日：プール納め	学園プール，体育館
9月	(土・日・祝) バドミントン練習 26日：南東北三施設スポーツ交流大会 女子児童1名参加 宮城教育大学女子バドミントン部からボランティア で5名参加	体育館 名取市民体育館
10月		
11月		
12月		体育館
1月	18日：新春スポーツ大会 女子児童の参加なし	学園内・体育館
2月	(土・日・祝) 分教生：バドミントン練習	体育館
3月	(土・日・祝) 分教生：バドミントン練習	体育館

7 性教育

学園の性教育では、正しい性知識を教えることにより、性加害・被害を未然に防止することを目的としています。男子寮では平成25年度から、女子寮では平成23年度から性教育に取り組み、必要な支援として定着しています。平成28年度から、安定した性教育の実施を図るため、積極的に外部講師の活用を図っています。

	内 容
6月5日	性教育オリエンテーション※各寮で実施
6月17日	第1回 性教育「いじめ防止のための人権講座」(外部講師)

7月16日	第2回 性教育「年齢に応じた性教育」※男女・学年別に実施
8月5日	第3回 性教育「性のマナー・性発達の個人差」※寮毎に実施
8月25日	第4回 性教育「男女の適切な付き合い方」※男女合同で実施
9月2日	第5回 性教育「防犯教育」※男女合同（一部，男女別）で実施
9月30日	第6回 性教育「正しい性交渉について」（外部講師）※男女合同で実施
10月9日	第7回 性教育「保健所訪問」（外部講師）※男女合同で実施
11月8日	第8回 性教育「命の授業」（外部講師）※男女合同で実施

8 心理支援

(1) 活動実績（平成31年4月～令和2年3月末）

心理療法	心理検査	生活場面 面接	寮会議 の出席	関係機関 との連携	援助方針 会議 の出席	グループ ワーク	その他	合計 (回)
132	0	5	118	47	42	8	11	363

補足：項目について

- *心理療法－定期的な心理面接・個別指導にかかる心理面接・課題整理にかかる心理面接・新入児童の心理面接
- *関係機関との連携－児童相談所・医療機関等
- *援助方針会議への出席－カンファレンス，生活指導委員会、安全部会
- *その他－寮職員との打合せ

(2) 児童のグループワーク

「自分の気持ちをコントロールできるようになる」というテーマのもと、いわゆるアンガー・マネージメント（怒りのコントロールに係るプログラム）を中心とした心理教育的援助を行うことで、在園生の感情コントロールを高め、もっていじめをはじめとする対人問題行動を低減させることを目的として、計8回実施した。

	日程	テーマ	内容
第1回	令和元年 5月20日	「自分の怒りについて知ろう」	・グループの約束 ・アンガーマネジメントの10原則 ・心理テスト（バス・ペリー攻撃性尺度）実施

第2回	令和元年 6月3日	「怒りのタイプと怒りの表現」	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の怒りのタイプについて知る ・怒りの表現・外在化
第3回	令和元年 7月22日	「攻撃行動の損と得」	<ul style="list-style-type: none"> ・怒りから攻撃行動を行った場合の、短期的な損得, 長期的な損得を考えさせ、結局、攻撃行動は長期的に損が多いことを自覚させる
第4回	令和元年 9月9日	「怒りの生理的反応と鎮め方」	<ul style="list-style-type: none"> ・怒りを感じた時の生理的反応について学ぶ ・6秒ルールについて学ぶ
第5回	令和元年 10月21日	「思い込みと怒り（1）」	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にはどういう思い込みがあるかを知る ・思い込みがどのようにして怒りを引き起こし、増幅させるかを知る
第6回	令和元年 11月18日	「思い込みと怒り（2）」	<ul style="list-style-type: none"> ・前回学んだ内容をさらに深め、身につける
第7回	令和元年 12月16日	「怒りが爆発しそうな場面とコントロール」	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の怒りが爆発しやすい場面・状況を理解する ・怒りをエスカレートさせる行動と、怒りを静める行動について学ぶ
第8回	令和2年 1月20日	「ちょうどよい生活スタイルを知る」	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょうどよい生活スタイルとはどのようなものかを学ぶ ・自分の生活スタイルを振り返る

(3) 精神科診察

医療的支援が必要と思われた場合に、適宜見立てや基本的な対応について医学的な視点から助言をいただいた。また、対象児童の診察をコーディネートした。

項目	現況報告	医学的助言	対象児童の診察	合計(回)
件数	11	17	10	38

9 家族支援

(1) 事後指導

退園後については、児童と担当職員との入所期間中に培われた信頼関係に基づき、およそ1年間を目安に事後指導を行った。児童からの電話による定期連絡での状況把握、家庭訪問による相談・指導の他、学園へ来所してもらい、職員との面接指導や問題の整理や静養時間として「ショートステイ」等を行い、自立に向けたサポートを実施した。

【令和元年度実績】

退園児童の 家庭訪問等	退園生児童の 関係者会議	ショートステイ等				合計 (件)
		日帰り	1泊2日	2泊3日	6泊7日	
15	3	1	8	0	0	27

(2) 家族支援

入園後1ヶ月経過後の家族との面会、3ヶ月経過後の一時帰宅等を通して家族と児童との関係調整や再構築を図るとともに、退園後の生活を見据え、家庭訪問やゲストハウスを利用した親子宿泊訓練等により、家族への養育支援を行ったり、原籍校訪問や就労先訪問、関係者会議等で地域の受け入れ態勢を整えたりする「家族支援」を実施しており、専属職員が配置されている。

【令和元年度実績】

入所児童の 面会	入所児童の 帰省	入所児童の 家庭訪問等	入所児童の 関係者会議	入所児童の 原籍校訪問	合計 (件)
387	52	15	37	3	494

10 給食

(1) 調理訓練

男子寮は、職員と児童が協力して寮内で食事を作る寮炊の定期化を目指し、第2、4土曜日の夕飯を寮炊の日とした。女子寮は昨年度と同様に毎週土曜日の夕飯が寮炊として継続している。スーパーからの食材購入も含めた買いだし寮炊は2ヶ月に一度、第4土曜日に設定して実施した。

(2) 給食アンケートの実施

2月上旬に入所児童、学園職員、アンケート実施期間中の勤務の嘱託員を対象に実施した。

(3) マナー・食育講座

食事のマナーの低下やマナーを習得する機会が少ないことから、園内で栄養士がマナー講座を実施してきた経緯があるが、集団になることでの落ちつきのなさや身内から教えられることで学ぼうとする意識の低さもあり実施には至っていない。食育講座は、分教室

からの依頼をうけて「成長期に必要な栄養について」という内容で栄養士による講話を行った。その他、服薬に伴う食事制限がある児童に対しては食事摂取に関する講話を実施した。

(4) 出前調理

夏休みに実施した。普段あまり接点のない厨房職員と調理や食事をとおして関わり、目の前で作っていただくことで、できたての物を食べる機会となった。

(5) 行事食

- ①お花見子ども会（おむすび・豚汁・焼き鳥・桜餅）
- ②全日本少年野球大会地区大会壮行会（カツカレー）
- ③夏祭り子ども会（焼きそば2種・たこ焼き・チョコバナナなどの屋台メニュー）
- ④学園祭での参加者へのおもてなし（児童が収穫したお米での塩おむすび）
- ⑤クリスマス子ども会（チキン，サラダ，ケーキ，シャンメリー，寿司）
- ⑥餅つき子ども会
- ⑦七草がゆ
- ⑧誕生日リクエストメニュー

(6) その他

- ①給食会議は2月に実施した。
- ②寮炊時の調理負担を少なくする為、メニューの検討を行った。麺類・揚げ物など寮炊での調理が厳しいメニューは避ける。調理手順が示された献立を寮炊時に配布することなどが話し合われた。

1 1 防災・避難訓練

月1回の避難訓練を実施し、入所児童の防災意識を高めている。

○ 実施状況

実施日	種別・想定
平成31年 4月25日	火災想定避難訓練
令和元年 5月25日	地震想定避難訓練
令和元年 6月20日	総合防災訓練
令和元年 7月23日	夜間火災想定避難訓練
令和元年 8月25日	夜間地震想定避難訓練
令和元年 9月26日	火災想定避難訓練

令和元年 10月18日	総合防災避難訓練
令和元年 11月29日	夜間火災想定避難訓練
令和元年 12月20日	地震後火災想定避難訓練
令和2年 1月29日	火災想定避難訓練
令和2年 2月21日	地震想定避難訓練
令和2年3月13日～14日	東日本大震災想定避難訓練

第5 年間学園行事

【年間行事】

月	行 事
4月	お花見子ども会（19日） 一時帰省（26日～5/6）
5月	一時帰省（4/26～5/6）
6月	安全部会委員説明会（11日） 総合防災訓練（21日） 全日本少年野球 東北・北海道地区野球大会（26～28日）
7月	第1回自立支援向上委員説明会（18日） 野外活動（31日～8/1）
8月	野外活動（7/31～8/1 花山） 七夕子ども会（7日） 一時帰省（10～17日）
9月	FASカップ（南東北三県スポーツ大会 さわらび学園・25日）
10月	中国料理調理士会交流会（8日） 一時帰省（11～16日） 自立支援向 上委員と児童の面談（17～18日）
11月	学園祭（1日）
12月	クリスマス会（19日） 餅つき子ども会（27日） 一時帰省（27日～ 1/5）
1月	一時帰省（12/27～1/5） 新春スポーツ大会（17日） 自立支援向 上委員と児童の面談（28日・29日）
2月	第2回自立支援向上委員説明会（20日） 卒業証書授与式（28日）
3月	一時帰省（24～29日） 合同離任式（30日）

第6 在園児童の状況

令和元年度 在籍児童数（各月初日現在）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月平均
男子児童	14	12	11	12	12	12	12	12	14	15	15	15	13.0
女子児童	3	3	3	3	2	2	2	2	2	1	2	2	2.3
計	17	15	14	15	14	14	14	14	16	16	17	17	15.3

令和元年度 在籍年長児童数（各月初日現在）再掲

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月平均
男子児童	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.9
女子児童	3	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	2.1
計	4	4	3	4	3	3	3	3	3	2	2	2	3.0

令和元年度 在籍児童措置事由

	窃盗 万引き	傷害 暴力	粗暴	放火 火遊び	薬物等	家庭内 暴力	家出 徘徊	施設 不適応	不良 交遊	性非行	養護 虐待	その他	計
男子児童	2	3	0	1	0	8	1	3	0	1	3	1	23
女子児童	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	5
計	4	3	0	1	0	8	3	4	0	1	3	1	28

令和元年度 在籍児童家族構成

	実父母	実父のみ	実母のみ	養継父 実母	実父 養継母	祖父母等	その他	計
男子児童	2	2	11	6	0	0	2	23
女子児童	2	0	2	0	0	0	1	5
計	4	2	13	6	0	0	3	28

令和元年度 在籍児童入所経路

	児相	家裁	計
男子	23	0	23
女子	4	1	5
計	27	1	28

令和元年度 発達障害（疑い含む）等、被虐待児童数

診断名	在籍児童数	知的障害	広汎性発達障害	ADHD	LD	自閉症スペクトラム	情緒/行為障害等	被虐待
男子児童	23	5	4	7	1	5	5	9
女子児童	5	0	1	0	0	1	0	2
計	28	5	5	7	1	6	5	11

令和元年度 被虐待児童数 内訳

診断名	在籍児童数	被虐待	身体的	心理的	ネグレクト	性的
男子児童	23	9	8	0	1	0
女子児童	5	2	2	0	0	0
計	28	11	10	0	1	0

令和元年度 月別入所児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
男子児童	0	0	0	2	0	0	0	2	2	0	1	2	9
女子児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
計	0	0	0	2	0	0	0	2	2	1	1	3	11

令和元年度 入所児童措置事由

	窃盗 万引き	傷害 暴力	粗暴	放火 火遊び	薬物等	家庭内 暴力	家出 徘徊	施設 不応	不良 交遊	性非行	養護 虐待	その他	計
男子児童	0	0	0	1	0	4	0	1	0	0	2	1	9
女子児童	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
計	1	0	0	1	0	4	0	2	0	0	2	1	11

令和元年度 入所児童家族構成

	実父母	実父のみ	実母のみ	養父 実母	実父 養母	祖父母等	その他	計
男子児童	1	0	5	3	0	0	0	9
女子児童	1	0	1	0	0	0	0	2
計	2	0	6	3	0	0	0	11

令和元年度 入所児童入所経路

	児相	家裁	計
男子	9	0	9
女子	2	0	2
計	11	0	11

令和元年度 月別退所児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
男子児童	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	5	10
女子児童	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3
計	2	1	0	2	0	0	0	0	2	0	0	6	13

令和元年度 退所児童退所先

月	家庭復帰			就職		措置変更			自立支援未達成				計
	復学	進学	就職	住み込み	カニホリ	児童養護	情短	里親等	国立	家裁	強制引取り	その他	
男子児童	4	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	10
女子児童	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	4	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3	13

令和元年度 退所児童平均在園期間

	人数	平均在園期間 (か月)
男子児童	10	17.1
女子児童	3	14
計	13	16.4

第7 苦情・要望処理制度

児童またはその保護者等からの苦情，要望，異議申立，意見表明については，その機会を保障し，迅速かつ適切に対応するため，受付窓口を設置するなど必要な措置を講じている。体制は苦情解決責任者を園長とし，指導班長が受付窓口となっている。

学園における運営及び児童支援の第三者監視機関として自立支援向上委員を2名（弁護士，主任児童委員）置き，児童・保護者の希望があれば，自立支援向上員が苦情要望について対応している。

1 苦情・要望処理について

【月別苦情要望件数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
苦情処理件数	2	3	5	4	9	2	4	2	1	2	1	1	36
自立支援向上委員との面接	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	1	0	11

【苦情内訳】

職員に対する苦情・要望等	児童に対する苦情・要望等	その他の苦情・要望等	合計（件）
6	19	11	36

2 自立支援向上委員説明会

半期ごとに学園における児童処遇の概要について自立支援向上委員に説明会を行った。

（実施状況 7月，2月）

3 自立支援向上委員と児童との面接

自立支援向上委員は，入所児童の特性等を理解し児童福祉に精通した者とし，公平中立を旨とし，児童の立場から学園に対し，意見を勧告するものとしている。これまで年1回実施していたが，児童の意見表明機会の充実を図るため，本年度から年2回実施した。

実施状況 10月，1月（広瀬寮2回，青葉寮2回，すみれ寮2回）

第8 いじめアンケート

児童がいじめや暴力なく安心安全に生活できる空間を確保するための一つの手段として、2か月に一度、全児童についていじめ悩み要望アンケートを実施した。アンケートシートに基づき、各担当職員（寮長）が児童と面接を行い、園内で内容について検討対応している。

実施状況 4回（4月，7月，12月，3月）

第9 個別指導

1 個別指導について

児童が逸脱した行動やルール違反，問題行動を繰り返すなど学園に適応ができず，著しく児童集団の維持に困難をきたす恐れがある場合，および，懲戒処分により，集団から離しての指導や内省が必要とされる場合に当該児童を個別に指導するもの。また，節目の時期に定期的に自分の課題と改めて向き合うために行うことがある。個別指導では，児童の内省を深めることと他児からの刺激から当該児童を保護するために，通常日課から外れ，権利を制限することが伴うことをある。

【個別指導実施状況内訳】

(件)

児童間 暴力	対職員 暴力	粗暴 行為	規律 違反	無断 外出	万引き 窃盗	薬物 使用	たばこ 喫煙	器物 破損	性非行	分教室 不適応	いじめ	その他	総数
3	7	1	17	3	4	0	0	1	4	1	0	25	66

2 懲戒処分

児童への懲戒は，学園管理運営要綱により設置された生活指導委員会の協議により，決定されるものであり，一定期間の外出禁止を伴うものである。児童を正しい方向に向かわせる手段として行うものであり，児童もそのことにより，内省を深めけじめをつけ，早期に児童集団に復帰するきっかけとしている。

本年度は対象事案がなかった。

【懲戒処分内訳】

(件)

対児童間暴力	対職員暴力	粗暴行為	無断外出	万引き・窃盗	器物破損	その他	総数
0	0	0	0	0	0	0	0

第10 各会議等

1 定例職員会議

月1回の定例職員会議を実施し、園長等からの指示伝達事項、行事の確認、園全体の指導上留意する点等を話し合い、共通認識を深めた。

2 合同職員会議

月1回実施し、分教室と学園の情報・意見交換、学園と分教室で指導上留意する点等を話し合い、共通認識を深めた。

3 合同運営委員会／定例生活指導委員会

分教室と学園の情報・行事等を確認し、円滑な学園の運営が図れるようにすることや自立支援プログラム策定及び改定に関する事、児童の福祉のために必要な措置の審議、児童の問題行動の事実確認及び処遇並びに内省等の援助方針の検討、児童の生活不適應に対する援助方針の立案、児童処遇の点検・評価等を行うことを目的に月1回開催している。その他、第三者評価に対応するための自主評価、事例研究等を行い、分教室と学園の課題について確認した。

4 臨時生活指導委員会

児童の問題行動、生活不適應等への対応を検討するほか、児童の処遇に関する検討を行うために適宜対応している。

19件の臨時生活指導委員会を開催し児童の処遇について検討した。

5 生活指導委員会応援会議

児童の援助方針の成果の確認及び生活適應児童に対する応援を行うことで、児童に自信を持たせ、更なる生活の向上を図った。

応援会議実施件数 2件

6 生活指導委員会安全部会

(1) 安全部会

入所児童が相互に安心し、安全に学園生活を送ることができるよう児童の生活全般にわたって学園に指導、助言を行うため生活指導委員会に外部委員を含む安全部会を置いている。

安全部会は、特に入所児童間の暴力など学園内の身体的暴力行為等について学園の調査結果を審査し、生活指導委員会に対し必要な対応等について助言を行っている。

(2) 令和元年度実績

年に1回(6月11日)定例の説明会を実施した。また、児童の暴力案件により安全部会を招集することはなかった。

(3) 安全部会委員

- ①外部委員3名 学識経験者, 仙台市児童相談所 SV, 県中央児童相談所 SV
- ②内部委員2名 副園長(学園) 分教室教頭

第11 職員研修・施設見学等

1 職員研修実施状況

(1) 外部研修

- ①地区児協職員研修(第1回)北海道(指導班1名)12月
- ②地区児協専門部会心理部門 山形県(指導班1名)11月
- ③全児協職員研修 愛媛県(指導班1名)9月
- ④武蔵野学院研修 新任施設長職員研修(園長)5月 9月
スーパーバイザー研修(指導班1名)5月
- ⑤家族再統合に関する実務研修会(指導班2名)8月
- ⑥思春期問題研修(指導班2名)8月
- ⑦対人援助機関職員研修(指導班1名)5月 2月
- ⑧児童虐待対応職員研修(指導班2名)10月

(2) 内部研修

学園職員の技術支援(スキルアップ)を目的として、研修係が園内研修を企画し、下記のとおり実施した。

	新任・転入職員研修	学園職員研修
3月	転入者オリエンテーション	
4月	新任・転入職員研修	職員研修「防災研修」
5月	新任・転入職員グループワーク	職員研修「性教育研修」—性教育係(措置児童間の性的逸脱行為への対応指針, 新入児童のアセスメント, 初期対応のロールプレイ等)
6月		職員研修「心理学的知識の講義」—研修映像資料による
7月		職員研修「施設内虐待防止研修」—外部講

		師（仙台少年鑑別所），事例検討会等 職員研修 「リセットR」①
8月		
9月		
10月		職員研修 「リセットR」②
11月		職員研修「施設内虐待防止研修」—外部講師 （大学教授），アンガーマネジメント等
12月		
30年 1月		職員研修「施設内虐待防止研修」—外部講師 （仙台弁護士会），児童の権利擁護等 職員研修 「リセットR」③
2月		職員研修「施設内虐待防止研修」—外部講師 （仙台少年鑑別所），事例検討会等
3月		

※上記の他，毎月の定例職員会議において学園心理士による「ミニ講座（非暴力コミュニケーション）」を実施した。

2 施設見学・研修受け入れ状況

宮城県立支援学校女川高等学園（4月）仙台市児童相談所（10月）宮城県仙台東警察署少年補導員（11月）泉東部地区防犯協会（11月）福島県福島学園（12月）塩竈地区少年補導員協会（12月）宮城県中央児童相談所（12月）青葉女子学園（1月）大河原地区少年補導員協会（2月）矯正研修所仙台支所長（2月）

第12 ボランティア関係

【令和元年度】

NO	団体名等	内容等	時期
1	青葉区BBS会 様	交流会 学園祭参加 学習ボランティア	7月，2月 10月 11月～3月
2	東北福祉大学吹奏楽部 様	定期演奏会 三大学合同演奏会	4月，5月，7月
3	東北アイスクリーム協会 様 （江崎グリコ株式会社 様）	アイスクリーム寄贈	5月

4	仙台リサイクルセンター 様	東北スマイルチャリ ティーシート招待	7月9, 25日
5	有限会社マルテツ 様	東北スマイルチャリ ティーシート招待	7月9, 25日
6	東北福祉大学学生支援センターボラ ンティア支援課 様	東北スマイルチャリ ティーシート招待	7月9, 25日
7	東北楽天ゴールデンイーグルス 様	東北スマイルチャリ ティーシート招待	7月9, 25日
8	ベガルタ仙台ホームタウン協議会事 務局 様	ベガルタ仙台ホーム ゲーム招待	7月, 11月
9	太白保護司会 様	浴衣着付け ウエディングドレス	7月 2月
10	日本中国料理協会宮城県支部 様	調理体験, 会食, 交 流会	11月
11	第68回社会を明るくする運動宮城 県推進委員会	図書券	5月
12	石巻地区更生保護女性会 様	おはぎ作り, 会食	12月
13	仙台パイロットクラブ 様	学習机用座布団寄贈	12月
14	宮城県社会福祉協議会 様	自立を祝う会 (記念 品・食事会)	2月
15	オオモリ 様	レターセット類	6月
16	タカハシ 様	マカロン	5月
17	ミウラ 様	巾着入りお菓子寄贈	12月
18	カザマ 様	お菓子寄贈	2月
19	匿名の方	お菓子寄贈	5月, 7月, 8月, 9 月, 10月, 12月, 2月

第13 実習生

平成31年度の実習生の受け入れについては下記のとおりであり、計20名を受け入れた。

実習種別	学校名等	実習期間	人数
保育	尚綱学院大学	令和元年 6月10日から 令和元年 6月21日まで	女性2名

心理	尚綱学院大学大学院	令和元年 6月24日から 令和元年 7月 6日まで	女性1名
社会福祉	東北福祉大学	令和元年 7月 8日から 令和元年 8月 9日まで	男性2名
社会福祉	東北文化学園大学	令和元年 7月 8日から 令和元年 8月 9日まで	男性1名
自立支援専門員	国立武蔵野学院	令和元年 7月22日から 令和元年 7月28日まで	男性1名
自立支援専門員	国立武蔵野学院	令和元年 7月29日から 令和元年 7月30日まで	男性1名
保育	宮城学院女子大学	令和元年 8月19日から 令和元年 8月30日まで	女性2名
心理	尚綱学院大学大学院	令和元年 9月 2日から 令和元年 9月11日まで	男性1名
保育	聖和学園短期大学	令和元年 9月 2日から 令和元年 9月13日まで	女性1名
保護観察所	仙台保護観察所	令和元年 9月30日から 令和元年10月 2日まで	男性2名 女性1名
保育	仙台こども専門学校	令和元年10月15日から 令和元年10月26日まで	女性1名
保育	仙台幼児保育専門学校	令和元年10月15日から 令和元年10月26日まで	女性2名
保育	仙台大学	令和元年11月25日から 令和元年12月 6日まで	男性2名

学 園 歌

作詞 小倉 博

作曲 海鋒 義美

空に つらなる 大洋の

山河ようやく 暮れゆけば

果てより昇る ひの光り

今日のひとひを かえりみて

あまねくあふる 学園の

恨みもあらず 悔いもまた

あしたの目覚め さわやかに

残らずさらに おおしくも

わかき思いを 胸にして

たかき理想に 憧がるる

文をひもとき 道をきく

わが学園の わかき友

令和2年度事業概要

令和2年8月発行

編集・発行 宮城県さわらび学園

宮城県仙台市太白区旗立二丁目4番1号

電話番号 022 (245) 0333

ファックス 022 (245) 0515

E-mail sawarb@pref.miyagi.jp

http:// www.pref.miyagi.jp/soshiki/sawarabi/